

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)		交通・地域安全課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 2 9 (直通)		
開催日時		令和 7 年 5 月 2 6 日 (月) 1 0 時～1 2 時 1 5 分		
開催場所		エコパークさがみはら (環境情報センター) 2 階 学習室		
出席者	委 員	9 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人 (別紙のとおり)		
	事務局	5 人 (交通・地域安全課長、他 4 人)		
公開の可否		☐ 可 ☐ 不可 ☒ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		支援事例について個人情報が含まれる内容であるため。		
議 題		1 開 会 2 出席者紹介 3 議 事 (1) 令和 6 年度犯罪被害者等支援実績について (2) 犯罪被害者等支援に関する周知・啓発取組状況について (3) 令和 7 年度の取組について (4) その他 5 閉 会		

議 事 の 要 旨

議事（１）（２）について、事務局から説明を行った。

高見委員： 資料（１）の相談窓口について、相談件数は減少したが支援につながる件数が大幅に増加しているとあったが、県のかならいんでも同様の傾向がみられている。

これについてはどのように分析されているか。

事務局： 令和５年度は条例制定の初年度であり、広報でも取り上げてもらう機会が多く、広報に掲載されたタイミングで相談件数が増加する傾向があった。

相談の多くは「その他」に分類される内容が多かった。

令和６年度は市内各警察署での警察官に向けた研修や、県内の各支援機関に向けた制度周知を行ってきたこともあり、初年度よりも支援につながる相談が増えたと考えている。

渡辺委員： 費用助成について、まず重傷病支援金のうち入院なし要件の支援件数が予想よりも増えていないため、一本化して重傷病支援金として１０万円支給に変更することもぜひ検討していただきたい。

また、被害者の多くが加害者に対する損害賠償請求、再提訴等にかかる収入印紙代や弁護士への依頼費用等の経済的負担を負っている。

再提訴の場合の費用助成を実施している自治体もあるため相模原市でも是非検討していただきたい。

椎橋会長： 例えば弁護士費用を弁護士会が助成すること等はあるか。

宇田川副会長： 弁護士会で弁護士費用の減額や助成をすることは現状は無い。

渡辺委員： 上限を設定し一部でも補助があれば良いのではないかな。

宇田川副会長： 再提訴の場合、裁判所に納める費用と弁護士費用が必要になるが、一度依頼した弁護士への依頼であれば費用は最小限で抑えられているのが実際ではないかな。

竹島委員： 犯罪被害者にとって、加害者に対してできることは裁判で闘うことしかない。

経済的な負担や知識がないということを理由に裁判で闘うことを諦めてしまう方もいる。

被害者が泣き寝入りをせずに裁判で戦うことで、悔しさ、辛さを世間に訴えることができれば、犯罪の抑止にもつながるのではないかな。

上限を設けてでも、なるべく印紙代等の費用助成で支援していただけたらよいと考える。

椎橋会長： 是非このような問題もあるということを知っておいていただきたい。相談窓口体制についてだが、警察関係との連携や、庁内での連絡調整

等を県警からの出向職員、市の職員が担われている中で、会計年度の相談員はどのようなことをしているか。

事務局： 主に電話での相談対応、面談対応を行っている他、書類の受付や事務的な作業も行っている。

椎橋会長： 兼務の市職員、警察からの出向職員、専門相談員の３者による相談体制は理想的な形である。

専門相談員は被害者の方との調整をする上で重要な役割であるため、被害者支援についてよく精通してもらいたい。

竹島委員： 相談支援のメール等の対応の難しさについてだが、メールは事務連絡をする上では大変便利ではあるが、被害者の方への対応としては対面か対面が難しい場合は、電話での対応が最低限必要となると考える。

被害者の方も仕事をしていれば予定が合わず対面や電話での対応が難しいというのも現状ではあると思うが、できる限り直接お話を伺えるよう対応していただきたい。

生方委員： 重傷病支援金の「加療１か月」要件について、参考事例としてお伝えしたい。

殺人未遂の被害者でＩＣＵに入院が必要なほどの重傷病を負った被害者の方がいたが、外科で診断書を作成してもらった診断書に「加療」の表記がなかったという理由で他の自治体で支援金の支給を断られてしまったケースがあった。

県の見舞金は問題なく支給決定されたものの、一人暮らしで仕事もできず失職し、貯金もないという状況に置かれ、「加療」という表記がないという理由で支援金が支給されなかったために、さらなる経済的負担が生じてしまった。

このケースでは、被害者がＰＴＳＤの診断を受けていたことから、精神科で事情を説明して診断書を作成してもらい、再度申請することで対応したが、今後、「加療」の認定方法について柔軟に考えて対応していただきたいと考える。

事務局： 当市では厳密に診断書に「加療」の記載があることを要件として運用はしておらず、診断書が出せない方でも警察や医療機関への問い合わせで客観性が担保される場合は申請を受理したケースもある。

宇田川副会長： 診断書の記載内容に治療に要する見込みの期間を書いていない診断書は見たことがない。

多くは「全治、加療、治療見込み」等様々な表現で記載されているため、自治体側の解釈の問題であると考ええる。

笹野委員： 精神科では患者の心情を考慮して「加療」という記載をしないこと

も考えられる。

相模原市では診断書記載内容の形式的な解釈に留まらず、今後も柔軟に対応されたい。

事務局： 「全治、治療見込み」等、期間を超えていれば要件を満たすものと解釈して対応している。

「加療」という記載の有無によらず、今後なるべく被害者の方に負担をかけないように対応していきたい。

渡辺委員： 犯給法の重傷病給付金の支給では、要件の中に「3日以上労務に服することができない」というのも含まれている。

相模原市でもこのようなケースがあれば対応してもらいたい。

事務局： 令和5年度の事例で、PTSDの症状で3日以上労務に服することができない方に重傷病支援金を支給したケースがある。

永野委員： 申請期限について、カウンセリングを例にあげると、県・相模原市・県警と支援が引き継がれていくが、申請期限の起点をどの時点に設定しているか。

事務局： 犯罪発生日から3年を申請期限としている。

永野委員： 引継ぎを受ける時点ですでに発生日から2年以上経過していた場合、犯罪発生から3年の期限まで残り数日という場合も考えられるため、引継ぎの時間的余裕がない状況となりかねない。

被害者の利益を最優先に考える上で、起点日の考え方は非常に重要であり、特にカウンセリングは長期に及び、カウンセラーを変えずに継続していくことが大切であるため、申請期限をなるべく長く設定できるように検討していただきたい。

また、在勤者も条例の対象者に含まれているか。

事務局： 具体的な支援金等の支給対象とはならないが、条例の作りの中では対象に含まれている。

永野委員： 最近あった事例では、県外在住の県内通勤者が犯罪被害にあった際、ある自治体では被害者が市民ではないため支援対象外となる事例があった。

被害者が居住する自治体で条例が制定されているか否かで、被害者が適切な支援を受けられるかどうか左右されるのではなく、被害者の利益を第一に考えることを共通の認識として、柔軟に支援を行っていただきたい。

椎橋会長： 県下すべての自治体で条例が制定されている状況ではないが、被害者が居住している自治体と犯罪発生地自治体が連携協力することができるとよい。

渡辺委員： 経済的支援がある都道府県は少ない。住民税を払っている人が支援金を受けることができるだけでなく、他市在住の在勤者までも経済的に支援するというのは自治体の負担が大きいのではないかな。

事務局： 当市では、他市在住の在勤者の方が被害にあった場合、相談を受け、適切な自治体や支援機関につなぐことになる。

永野委員： 警察では犯罪発生地で捜査が行われるのに対し、市民を支援対象とする条例とで、被害者の捉え方に乖離がある。

支援金等の経済的支援は基礎自治体で担うとしても、被害直後に必要なカウンセリングや法律相談等の支援をしっかりと犯罪の発生地で受けることができる仕組みがあれば、被害者にとって最も良い支援ではないかと考える。

事務局： 現状、他市在住の被害者の相談を受けることはできるが、カウンセリングや法律相談等を含めた具体的支援の対象とはなっていない。

永野委員： 被害者の利益を第一に、柔軟に検討していただきたい。

椎橋会長： 窓口相談時間内での相談が難しい点について、どのような状況か。

事務局： 相談者の方となるべく対面でお話を伺いたいと考えており、難しい場合には電話での聴き取りで補完するようにしている。

面談のために複数の日程を候補としてあげていただくが、平日は仕事があるため、窓口開設時間帯で調整することが難しい方もいる。

竹島委員： 被害者の中には外出が困難となる方も少なくない。

生活のために仕事を休めないという方もいる中で、調整が難しいこともあると思うが、なるべく被害者自らが手続き等をするのではなく、支援者がサポートに入り、できるだけ途切れない支援を続けていただきたい。

椎橋会長： 実際の運用として、窓口に来られない方の場合は、居住地近くの公共施設に出向くことや、場合によってはバスを移動相談室として使用すること等も一つの方法としてあるが、何か考えはあるか。

事務局： 希望があれば居住地近くの公共施設で面談を行っている。公用車の中で相談を受けたケースもある。

笹野委員： 犯罪被害者の相談窓口に限らず、あらゆる相談窓口では相談に行きたくてもその場に行けないという方がいて、24時間体制を望む声もある。

難しい問題ではあるが、例えば市全体で総合相談窓口で最初の電話相談を24時間365日体制で受けられるようにする等、検討できると良いのではないかな。

永野委員： 企業側が被害者にとって必要な休暇を取りやすい環境づくりをする

努力を推進していくように働きかけていくことで、真に支援を必要とする人の支援につながるのではないかと考える。

渡辺委員： 厚生労働省が通達を出しているが、犯罪被害者への特別休暇がある企業が非常に少ないのが現状で、民間企業に浸透させていくために、まずは国家公務員が率先して実行するように第5次基本計画に入れようとしているところである。

議事（3）について事務局から説明を行った。

高見委員： 県との連携という部分で、条文は追加予定であるため、ぜひ連携しながら実施していきたい。

宇田川副会長： 各機関への周知の中に弁護士会をいれていただきたい。

そうすることで各弁護士事務所に働きかけができる。

また、法律相談の依頼を受けた際に、支援内容のデジタルデータを提供してもらいたい。

永野委員： 県の事業はどのような内容か。

高見委員： 教職員向けの研修と、小学4年生に対して性犯罪に関するリーフレットを配布する。

その他、学校向けの犯罪被害者支援や対応についてのハンドブックを作成する予定である。

永野委員： 被害者支援センターでは「いのちを大切にする教室」を出前授業で行っているが、ぜひ相模原市でも取り組んでいただきたい。

また、ロータリークラブの会員は、子どもや孫の教育に関心を持っている方が多いため、被害者にも加害者にもならないための教育を広め推奨してもらえよう検討していただきたい。

事務局： 承知した。

笹野委員： 教育委員会と県と連携するということは非常に良い取り組みである。

被害だけでなく加害についての教育も重要視されているため、教育委員会の関心度も高いはずだが、実際の時間を作るということが難しい状況でもある。

教育委員会へ投げかけるだけでなく、「いのちを大切にする教室」のように人権教育のパッケージとして県のハンドブックと一緒に提案することで取り入れてもらいやすくなると思う。

また、事業所向けの周知啓発として商工会議所ではチラシ等の配布に留まる可能性がある。

永野委員の発言のとおり、ロータリークラブやライオンズクラブ等の方が課題意識を高く受け取ってもらえるのではないかと。

特別休暇制度の導入等、具体的な取り組みを依頼すると良い。

竹島委員： 相談窓口の周知先について、急性期病院も含めてもらいたい。

渡辺委員： 市民への周知も、自分は被害に遭わないと思い、大部分は他人事と捉えてしまうのではないか。

継続して事ある毎に広報をしていくことが大切だと考える。

椎橋会長： どこまで実施できそうか。

事務局： 現在の状況も確認し、具体的に検討させていただく。

議事（４）については非公開

以 上

相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	出席
3	生方 智恵子	公認心理師（Counseling Room ウブカタ）		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会		出席
7	永野 弘幸	公益社団法人 神奈川被害者支援センター		出席
8	三枝 実	神奈川県警察本部 警務課 被害者支援室		出席
9	高見 理恵子	神奈川県くらし安全交通課		出席